

「第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画（中間案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和2年4月1日

宮城県では、「第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画（中間案）」について、令和2年1月21日から令和2年2月20日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、1団体から合計11件の貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂きました御意見等につきましては、この計画策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

頂きました代表的な御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

頁	箇所	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
1	計画策定の趣旨	本計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」等に基づいた自立促進計画であることは認識しているが、ひとり親家庭の子どもの状況にも大きく影響することから、子どもの権利保障の視点を策定趣旨及び基本理念に明記することを提案する。	御意見にもあるとおり、本計画は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき県が策定する「自立促進計画」となり、計画策定の趣旨にはこれまでの経緯などを記載するとともに、基本理念は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の基本理念を踏まえています。子どもの権利擁護については、県としての基本的な計画である「みやぎ子ども・子育て幸福計画」において網羅しているところであり、今後ともひとり親家庭を含めたすべての子どもの権利擁護の推進に努めてまいります。
15	第2章 計画の基本的方向 1 計画の基本理念		
10	第1章 ひとり親家庭の現状と課題 図7-1	グラフの割合に誤りがある。	P10の図8-1のとおり修正しました。
15	第2章 2 計画の基本目標 (1) 相談機能の充実	相談機能を充実させる趣旨には賛同するが、悩みを抱える親等が相談の負担を感じることなく支援につながるために、窓口のワンストップ化やさまざまな関係機関の連携によりソーシャルワーク的な取組みの推進も必要であると考えるが、今回の計画でどのような展望があるか。	相談機能の充実については、県の各保健福祉事務所に配置しているひとり親家庭支援員がソーシャルワーク的な取組みを実施できるよう研修等を実施していきます。また、ひとり親家庭の支援に関係する機関や団体等の情報交換の場の設置等により、関係機関が連携協力し、支援を必要とするひとり親等が行政等の相談窓口に確実につながるよう支援します。

15	第2章 2計画の基本目標 (2)子育てや生活の支援	ひとり親家庭の貧困が深刻な状況であることを踏まえた対策を推進することには賛同するが、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、貧困の連鎖のみならず、子どもの将来に加え「現在」の生活等に向けて子どもの貧困対策を推進することが明記されたため、追記することを提案する。	計画の基本目標「(2)子育てや生活の支援」を次のように修正しました。 「(略)また、ひとり親家庭の貧困が深刻な状況を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据え、学習支援など子どもの貧困対策を推進します。」
15	第2章 2計画の基本目標 (4)養育費の確保	「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」において、養育費は子どもの権利であることが明記されており、親としての責任を果たす前提として、子どもの権利を保障するものであるという性質を明記する必要があると考える。	計画の基本目標「(4)養育費の確保」を次のように修正しました。 「 <u>子どもを監護しない親からの養育費は子どもの権利であり</u> 、その支払いは親としての責任であります、(略)」
15	第2章 2計画の基本目標 (5)自立へ向けての経済的支援	当団体が県内で行っている活動の中で、手続きが分からない等の理由により公的な経済的支援を利用していないひとり親家庭があった、また、児童扶養手当の現況届時のプライバシーについて問題を指摘する報道や厚労省による通達も出ている。よって、経済的支援においては、すべての必要とする家庭に支援が届くような周知徹底、プライバシーに配慮した利用促進について明記することを提案する。	御提案の趣旨を踏まえ、第2章「2計画の基本目標」の「(5)自立へ向けての経済的支援」及び第3章具体的な施策の「5自立へ向けての経済的支援」の「(6)支援体制の整備」を下記のとおり修正しました。 第2章2計画の基本目標(5)自立へ向けての経済的支援 「(略)子どもたちへの奨学金等を分かりやすく周知し、支給を行うとともに、関係職員に対する研修等の実施により、適正な貸付・給付事務の体制を整備します。」 第3章5自立へ向けての経済的支援(6)支援体制の整備 「(略)プライバシーの保護に配慮しつつ、関係職員に対する研修の実施や、経済的支援に関する的確な情報の提供に努めます。」
16	第2章 3計画の指標	子供の貧困対策大綱において、養育費に関する指標があることから、「養育費について取決めをしている割合」及び「養育費を受け取っていない子どもの割合」を指標に追加することを提案する。	養育費については、今後の国の動きを注視しながら検討する必要があるため、計画の指標に追加しました。

20	<p>第3章 具体的な施策 1 相談機能の充実 (1) 相談事業の実施 ①ひとり親家庭支援員の設置</p>	<p>ひとり親家庭支援員の配置及び研修会等の開催には賛同します。その上で、支援員にはひとり親家庭に寄り添い、きめ細かな相談支援を行うことが求められることから、恒常的に育成をはかるとともに、中長期的に支援するための継続雇用や安定した待遇の保証を求めます。</p>	<p>御提案の趣旨を踏まえ、第3章具体的な施策「1 相談機能の充実(1) 相談事業の実施①ひとり親家庭支援員の設置」を次のように修正しました。</p> <p>「(略) 県の各保健福祉事務所にひとり親家庭支援員を適切に配置します。また、ひとり親家庭支援員には、ひとり親家庭に寄り添ったきめ細やかな相談支援を行うことが求められることから、研修会等の実施による人材育成を推進するとともに、関係機関と連携協力し、支援を必要とするひとり親や寡婦が行政等の相談窓口確実に繋がるよう相談機能の充実を図ります。」</p> <p>なお、継続雇用や待遇の保証については、今後検討する際の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>第3章 2 子育てや生活の支援</p>	<p>当団体では、2017年から石巻市でひとり親家庭向けの教育費セミナーや交流会、子ども向けワークショップなどを開催しているが、県として同様の事業(ひとり親家庭等生活向上事業)を推進される予定があるか。また、同事業はどの項目に位置づけられているか。</p>	<p>県では、震災後に被災地域でひとり親家庭の相談会や交流会を開催してきましたが、現在、同様の事業は、貴団体を含めた民間団体で取り組んでいただいております。今後の事業推進については検討してまいります。ひとり親家庭等生活向上事業としては、県母子・父子福祉センターにおいて、日曜日の電話相談事業を実施しているところであり「1 相談機能の充実」「⑤母子父子家庭等の電話相談」に位置づけています。</p>
28	<p>第3章 5 自立へ向けての経済的支援</p>	<p>支援を必要とする家庭ほど情報が行き届いていない、社会との関係性が希薄であり、また、支援につながった際にプライバシーを必要以上に侵害されることが問題視されており、各種経済的支援を行う際にも、こうしたプライバシーの配慮について要望する。</p>	<p>情報発信については、第3章「1 相談機能の充実」の「(2) 情報提供の充実」に記載のとおり、市町村の協力を得ながら、児童扶養手当の現況届時に、支援策をまとめた冊子の配布や関係団体による相談窓口の設置など実施しているところですが、引き続き、プライバシーに配慮しながら、支援が必要な家庭に情報が行き届くよう取り組んでまいります。</p>